

台風等非常時における授業の取扱いについて

県立広島大学 広島キャンパス教学課

重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、台風の接近又は公共交通機関の運休その他不測の事態が生じた場合において、県立広島大学広島キャンパスで行う授業（学期末試験を含む。以下「授業」という。）の実施が困難な場合における授業等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

1 授業の取扱いについて

(1) 暴風警報等の発令による休講措置

広島地方気象台から広島市に「特別警報」、「暴風警報」、「大雪警報」又は「暴風雪警報」のいずれかが発令された場合は、次のとおり休講措置を講じる。

ア 午前7時に警報発令中、もしくは午前7時から午前9時（授業開始時刻）までに警報が発令された場合は、当日午前の授業を休講とする。

イ 午前10時に警報発令中の場合は、当日午後の授業を休講とする。

ウ 授業開始後に警報が発令された場合は、それ以後に開始する授業を休講とする。ただし、「特別警報」が発令された場合は、直ちに休講とする。

(2) 交通機関の運休による休講措置

広島電鉄の電車（1・3・5号線）・バス（12号線（戸坂～仁保方面））及び広島バス（31号（翠町）線）のすべてが運行を停止した場合は、次のとおり休講措置を講じる。

ア 午前7時に運行停止中、もしくは午前7時から午前9時（授業開始時刻）までに運行が停止された場合は、当日午前の授業を休講とする。

イ 午前10時に運行が停止されている場合は、当日午後の授業を休講とする。

ウ 授業開始後に運行停止された場合は、それ以後に開始する授業を休講とする。

(3) 休講措置に伴う補講

休講となった授業については、補講を行うこととする。

(4) 他キャンパス発信の遠隔講義の場合

遠隔講義の実施の有無にかかわらず、広島キャンパスでは上記の扱いとし、補講等については、後日調整を行う。

(5) 学外実習の場合

教育実習、インターンシップ等の学外実習の場合は、実習先指導者の指示に従うものとする。

2 その他の緊急事態

地震等の緊急事態が発生し、授業の実施に支障があると認められる場合の休講等の措置については、副学長（教育・学生支援担当）が決定する。

3 休講措置の周知方法等

- (1) 学生及び教職員は、マスメディア等により警報発令状況等を確認し、適切に対応すること。
- (2) 教学課は、掲示、Eメール、学生用ポータルサイト、学内放送等により速やかに学内に周知する。
- (3) 教学課は、休講となる授業の非常勤講師に対して、速やかに周知する。

附 則

この取扱いは、平成25年8月30日から適用する。